

組合員の皆さまへ

## 購買品に対する還元、販売品に対する奨励措置の実施について

平素は組合事業各般にわたり、格別のご理解とご協力ご利用を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、JAびほくでは昨年引き続き、購買品をご購入いただいた組合員、販売品を出荷された組合員へ下記のとおり還元・奨励を実施させていただきますので、お知らせいたしますとともに、ご利用をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

- 1.対象期間・品目 平成29年1月1日～平成29年12月31日の期間においてJAで購入いただいた農業生産にかかる購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・施設資材）及び、JAへ出荷された販売品を対象とします。
- 2.対 象 者 当組合の組合員で、上記1の対象品目の取引をいただいた方を対象とします。
- 3.対 象 金 額 購入合計金額（消費税抜）、販売合計金額（消費税抜）（ただし米は概算金を基準）を基準とします。
- 4.奨 励 内 容 対象取引金額に対し、購買品1,200万円、販売品800万円を原資として計算した金額（ただし計算の結果、奨励金額が100円に満たない場合は対象となりませんのでご了承ください。）
- 5.奨 励 時 期 平成30年2月

平成29年7月  
びほく農業協同組合